附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
一・四―ジオキサン（単位　一リットルにつきミリグラム）	感光性樹脂製造業	二〇〇
	エチレンオキサイド製造業	一〇
	エチレングリコール製造業	
	ポリエチレンテレフタレート製造業	二
	下水道業（感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	二五

備考

1　中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2　中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が〇・五を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i　下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の一・四―ジオキサンによる汚染状態の通常の値（単位　一リットルにつきミリグラム）

Q_i　当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量（単位　一日につき立方メートル）

Q　当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位　一日につき立方メートル）